



熊本県公報

第 1 1 9 1 0 号

平成 22 年 5 月 25 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定	(〃) 2
○保安林の指定	(〃) 2
○保安林の指定	(〃) 2
○障害者自立支援法に基づく事業者の辞退	(障害者支援総室) 3
○障害者自立支援法に基づく事業者の廃止	(〃) 3
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃) 4
○熊本県収入証紙売りさばき人の指定	(会計課) 4
○保安林の指定	(森林保全課) 5
○保安林の指定に関する予定	(〃) 5
○道路の区域変更	(道路保全課) 5
公 告	
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 6
○道路の位置指定の公告	(〃) 6
○土地改良区の定款変更認可(梅洞土地改良区)	(農村計画・技術管理課) 6
○土地改良区の定款変更認可(本渡土地改良区)	(〃) 6
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 6
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃) 7
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃) 7
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工振興金融課) 7
○熊本都市計画下水道の変更(熊本市決定)	(都市計画課) 10
○基本測量の実施	(監理課) 10
○熊本県山鹿・菊池地域雇用開発計画	(労働雇用課) 11
○熊本県阿蘇地域雇用開発計画	(〃) 19
登 載 依 頼	
○熊本県立教育センター規則の一部を改正する規則	(教育政策課) 29
○第 1 回熊本県生物多様性保全戦略検討委員会の開催	(熊本県生物多様性保全戦略検討委員会) 29
正 誤	
○平成 22 年 1 月 15 日熊本県告示第 55 号(保安林の指定に関する予定)中	(森林保全課) 29
○平成 22 年 2 月 9 日熊本県告示第 149 号(保安林の指定に関する予定)中	(〃) 29

告 示

熊本県告示第 571 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 22 年 5 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町境字園平 1 2 6 6 番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字園平 1 2 6 6 番(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第572号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市御所浦町御所浦字真浦5854番、5855番1、5856番2、5883番、5886番から5888番まで、字日植5926番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字真浦5883番、5886番から5888番まで、字日植5926番、字真浦5854番・5855番1・5856番2(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第573号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市本町新休字中鶴66番3、66番7、67番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中鶴66番3(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第574号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市栢宇土町字廣野618番1、619番1、619番4、648番1、字福山660番1、660番7、660番11、665番1、668番1、668番3、668番4、字慶久669番、673番1、673番2、675番1、675番2、676番1、676番2、676番4、677番1、677番3、678番2、680番、681番3、682番2、682番4、687番2、687番3、687番10、字中尾775番1、775番2、781番1、782番、783番1、783番2、783番5、785番1、786番1、786番2、786番4、786番6、786番7、794番、795番、797番、字廣野648番3・字福山665番6(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字慶久682番2・字中尾782番・783番1・786番1・797番(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第575号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により次の特定旧法指定施設から指定の辞退があったので、同法第51条の規定により公示する。
 平成22年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定辞退年月日	事業所番号	サービスの種類
城南学園 熊本市城南町藤山 1276-2	社会福祉法人 慶信会 熊本市城南町藤山12 76-2 甲斐 孝子	平成22年 9月30日	4311500039	知的障害者更生施設

熊本県告示第576号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
 平成22年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	サービスの種類
城南学園短期入所事業所 熊本市城南町藤山1 276-2	社会福祉法人 慶信会 熊本市城南町藤山1276-2 甲斐 孝子	平成22年 9月30日	4311500039	短期入所
生活支援センターきらきら 玉名市六田8番地1	特定非営利活動法人 きらきら 玉名市六田8番地1 西山 敏雄	平成22年 3月31日	4310400082	居宅介護
				重度訪問介護
				行動援護
				生活介護
				就労移行支援 就労継続支援B型
生活支援センターきらきら 玉名市築地765番地1	特定非営利活動法人 きらきら 玉名市六田8番地1 西山 敏雄	平成22年 3月31日	4310400082	児童デイサービス
生活支援センターきらきらグループホーム・ケアホーム事業所 玉名市六田8番地1	特定非営利活動法人 きらきら 玉名市六田8番地1 西山 敏雄	平成22年 3月31日	4320400049	共同生活介護
				共同生活援助

玉名地域生活支援センター 玉名市六田8番地1	特定非営利活動法人 きらきら 玉名市六田8番地1 西山 敏雄	平成22年 3月31日	4330400047	相談支援
菊香園ホームヘルパーセンター 合志市御代志718-4	社会福祉法人 山紫会 合志市御代志722-1 青木 建二	平成22年 4月1日	4312900055	居宅介護
				重度訪問介護
指定訪問介護サービス事業所 とどろき 宇土市栗崎町736番地	有限会社 ハートフルハウス 宇土市栗崎町736番地 田上 政人	平成22年 4月12日	4312300058	居宅介護
				重度訪問介護

熊本県告示第577号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成22年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーション壱翔 八代市緑町12番地6	株式会社壱翔	平成22年5月25日

熊本県告示第578号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーション壱翔 八代市緑町12番地6	株式会社壱翔	平成22年5月25日

熊本県告示第579号

熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）第5条第1項の規定により売りさばき人を次のように指定したので、同条第3項の規定により告示する。
平成22年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

住 所	名称及び代表者氏名	指定年月日
球磨郡山江村大字山田甲 1356番地1	山江村役場職員互助会 会長 豊 永 高 希	平成22年5月17日
球磨郡五木村甲 2672番地7	五木村職員親和会 会長 和 田 拓 也	平成22年5月17日
上天草市松島町合津 3433-52	社会福祉法人 上天草市社会福祉協議会 会長 松 尾 萬二郎	平成22年5月17日
球磨郡相良村大字深水 2500番地1	相良村役場職員互助会 会長 富 永 得 治	平成22年5月17日
球磨郡あさぎり町免田東 1199番地	あさぎり町職員互助会 会長 甲 斐 龍 馬	平成22年5月17日

球磨郡球磨村大字渡丙 1730番地	球磨村職員互助会 会長 永 椎 樹一郎	平成22年5月17日
球磨郡水上村大字岩野 90番地	水上村役場職員互助会 会長 椎 葉 利 行	平成22年5月17日

熊本県告示第580号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林の所在場所 熊本県上天草市松島町合津字黒崎6337番、6339番、字葉ヶ崎6370番1、6389番1、6392番1、6393番、6393番2、6394番、6396番1、6396番2、6396番4、6397番、字永浦6501番1、6501番2、6507番、6510番、6513番、6515番、6516番1、6516番2、6624番1、6625番、6628番、6629番、6630番1、6633番1、6633番3、6636番3、6631番・6635番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第581号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成22年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字上田字山内河野4583番1、4583番2
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字山内河野4583番1・4583番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年5月25日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	上益城郡御船町大字木倉字錦 520番2地先から		5.4 ～	2,258.	旧道移 管及び

		同町大字辺田見字馬場 406番3地先まで	前	24.2	8	重複区 間の単 独路線 への変 更
				24.0 ～ 81.5	1,440. 0	
			後	24.0	1,440. 0	
				～ 81.5		

2 区域を変更する期日 平成22年5月25日

公 告

熊本県公告第283号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成22年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字島田字本開185番2
357.09平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市秋津三丁目10番26号
信友 まち子

熊本県公告第284号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成22年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市楠八丁目16番52号
- 2 築造者の氏名 株式会社イエキリ
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字引水字東原689番1
- 4 道路の幅員 4.00から5.00メートルまで
- 5 道路の延長 27.5メートル
- 6 指定年月日 平成22年5月13日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第10号

熊本県公告第285号

熊本市に事務所を置く梅洞土地改良区理事長田中博文から平成22年4月5日付けで申請のあった定款の変更については、平成22年5月14日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成22年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第286号

天草市に事務所を置く本渡土地改良区理事長塩田實治から平成22年4月26日付けで申請のあった定款の変更については、平成22年5月14日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成22年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第287号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成22年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字蘆山1437番3及び同1440番1
2,612.99平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

熊本市清水新地三丁目3番33号
熊本親和土地有限会社

熊本県公告第288号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成22年5月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字向原961番1
500.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡大津町大字大津263番地7
川野 光清

熊本県公告第289号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成22年5月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇土市松山町櫛岡3140番1、同3141番、同3143番1、同3144番、同3146番1、同3146番2、同3151番、同3152番、同3156番1、同3156番5、同3156番6、同3157番1、同3157番2、同3157番3、同3158番1、同3158番2、同3159番2、同3160番、同3164番1、同3165番、同3165番2、同3216番1、同3216番4、同3216番5、同3217番2、同3218番1及び同3218番2
17,089.68平方メートル
- 2 開発を受けた者の住所及び氏名
宇城市松橋町曲野121番地1
株式会社シルバーバック

熊本県公告第290号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。
平成22年5月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウンはません店
熊本市田井島一丁目2番1号
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の変更

変更前	変更後
株式会社 イズミ 広島市南区京橋町2番22号 代表取締役 山西 泰明	(変更なし)
株式会社 ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目2番33号 代表取締役社長 濱田 孝	代表取締役社長 小野 浩司

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
有限会社 白い貴婦人 取締役社長 松田 勝子	取締役社長 松田 善夫
株式会社 一休本舗 代表取締役 高木 陽一	代表取締役 高木 功一
株式会社 シティネット 代表取締役 那須 良介	代表取締役 那須 博子

エステール株式会社 代表取締役 丸山 朝	A s - m e エステール株式会社 代表取締役 丸山 雅史
株式会社テンファッションズ 代表取締役 林田 和昭 大阪市西成区梅南一丁目7番31号	株式会社ビーユー 代表取締役 林田 和昭 大阪市西成区梅南一丁目7番31号 第 2花園ビル
株式会社ペリカン 代表取締役 室田 裕邦 大阪市西成区梅南一丁目7番31号	
イトキン株式会社 大阪市西区南堀江一丁目4番19号	大阪府中央区久太郎町二丁目4番25号
株式会社モレナ 代表取締役 葉 高源 熊本市上通町4番13号	株式会社K's 代表取締役 葉 亜治 熊本市九品寺二丁目4番1-1502号
有限会社リアルセレクション 熊本市楠野町549番地23	熊本市楠野町494番地13
株式会社モリエ 代表取締役 酒井 勝徳	代表取締役 中川 秀夫
株式会社夢や 代表取締役 高杉 弘美	代表取締役 安東 恵美子
寺内株式会社 代表取締役 浦尾 吉伸	代表取締役 中山 誠一郎
株式会社コミュニケーション・ワークス 熊本市田迎四丁目5番12号	熊本市江越一丁目12番15号
株式会社テنزコーポレーション 代表取締役 高木 洋一 荒尾市荒尾4186番地29	木本 拓見 荒尾市本井手1588-117 メゾン ド緑ヶ丘1F
田野 雅之 福岡県北九州市八幡西区割子川二丁目17 番1-2号	(退店)
有限会社エナジー 取締役 岡本 勝巳 熊本市梶尾町1745番地28	(退店)
株式会社サラブランド 代表取締役 高木 忠晴 東京都目黒区駒場四丁目7番4号	(退店)
有限会社エフティワールド 代表取締役 関 三千雄 熊本市武蔵ヶ丘八丁目1番20号 M21 ビル1F-101	(退店)
株式会社鈴花 取締役社長 森 侑啓 佐賀市高木瀬東高木232-1	(退店)
株式会社エム・ドウ 代表取締役 水谷 勝 大阪府中央区船越町一丁目2番6号	(退店)
株式会社アール 代表取締役 谷口 順伸 東京都三鷹市新川六丁目36番36号	(退店)
有限会社オド 代表取締役 菊池 良子 熊本市下通一丁目4番15号	(退店)

株式会社ビジョンメガネ 代表取締役 永池 善夫 大阪府東大阪市長栄寺4-2	(退店)
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄 札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号	(退店)
内藤商事株式会社 代表取締役 内藤 忠成 東京都中央区東日本橋二丁目23番2号	(退店)
有限会社コージーカンパニー 代表取締役 三浦 浩二 広島市南区翠四丁目1番18号	(退店)
有限会社天野製印 代表取締役 天野 哲男 熊本市月出三丁目2番1号	(退店)
株式会社明林堂書店 代表取締役 林 新太郎 大分県別府市山の手町15-15	(退店)
株式会社GFTインターナショナル 代表取締役 浦 勤 福岡市東区松島一丁目15番1号	(退店)
(出店)	有限会社アサヒコーポレーション 代表取締役 小幡 一夫 熊本市大江四丁目2番16号第2シルク ビル301号
(出店)	株式会社アイ・エム・シー 代表取締役 栗山 勝之 東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号
(出店)	株式会社エイティーツー今藤 代表取締役 今藤 尚一 鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名186 番地
(出店)	株式会社銀座伊勢由 代表取締役 天明 義彦 名古屋市中区丸の内一丁目5番5号
(出店)	株式会社オンデーズ 代表取締役 田中 修治 東京都豊島区西池袋一丁目15番7号
(出店)	株式会社紀伊國屋書店 代表取締役 高井 昌史 東京都新宿区新宿三丁目17番7号
(出店)	野田 強 福岡県柳川市三橋町礪島311番地4
(出店)	株式会社ハビタ 取締役 上野 眞弓 熊本市水前寺公園23番50号
(出店)	有限会社浜や 代表取締役 宮本 哲晃 宇土市善道寺町綾織95番地
(出店)	有限会社ビーエフユー 代表取締役 古川 鉄広 福岡県筑後市大字長浜2222番地

(出店)	堀田 憲一 宇土市下網田町 1 2 4 9 番地 1
(出店)	株式会社マックハウス 代表取締役 栗原 勝利 東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号
(出店)	光洋株式会社 代表取締役 早川 泰弘 玉名市安楽寺 2 3 2 - 2
(出店)	株式会社ウォッチ・ビジネス・カンパニ ー 代表取締役 鍵本 優 広島市西区商工センター二丁目 3 番 1 号
(出店)	株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 山口市佐山 7 1 7 番地 1

- 3 変更の年月日
 (1) 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の変更
 平成 22 年 3 月 20 日
 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 平成 22 年 4 月 16 日
- 4 変更する理由
 (1) 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の変更
 代表者の変更のため
 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 小売業者の入れ替わり等のため
- 5 届出年月日
 平成 22 年 4 月 22 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 (1) 縦覧場所 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
 (2) 縦覧期間 平成 22 年 5 月 25 日から平成 22 年 9 月 25 日まで

熊本県公告第 291 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 22 年 5 月 25 日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
 熊本都市計画下水道（熊本公共下水道）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 292 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 22 年 5 月 25 日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成作業）	平成 22 年 4 月 30 日から 平成 23 年 3 月 22 日まで	荒尾市、南関町、和水町

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）	平成 22 年 5 月 10 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで	熊本県全域

熊本県公告第293号

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第1項の規定に基づき策定した
熊本県山鹿・菊池地域雇用開発計画について、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第6
項の規定により、次のように公表する。

平成22年5月25日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県山鹿・菊池地域雇用開発計画

平成22年5月

熊 本 県

1 熊本県山鹿・菊池地域雇用開発促進地域の区域

(1) 地域の概要

本地域は、熊本県の北部に位置し、総面積は832km²と県全体の11.2%を占めている。

人口は、253,548人（平成17年国勢調査）と県全体の約13.8%を占め、比較的人口の集積度の高い地域である。また、平成12年からの5年間で4,414人（1.8%）の増加となっている。

また、労働力人口は132,407人（平成17年国勢調査）であり、うち就業人口は124,911人となっている。平成12年からの5年間で労働力人口は4,329人の増加、就業人口は2,591人の増加となっている。

表1 当該地域の人口及び労働力人口の推移 (単位：人、%)

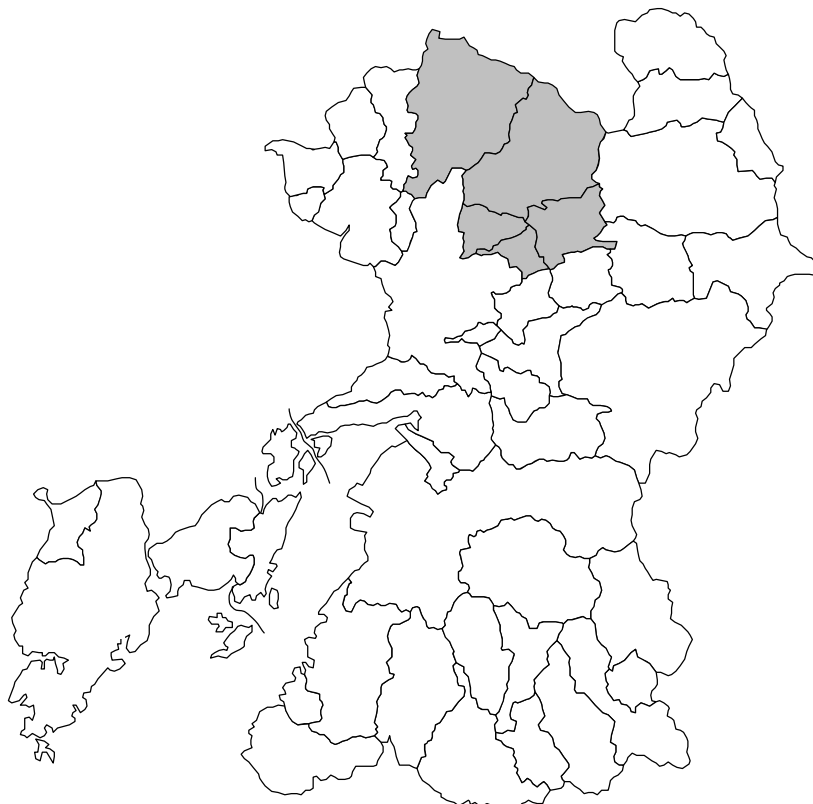
	平成12年	平成17年	H12-H17増減率
人口	249,134	253,548	+1.8
労働力人口	128,078	132,407	+3.4
うち就業人口	121,867	124,911	+2.5

資料：国勢調査（平成12・17年）

(2) 区域

熊本県山鹿・菊池地域の区域は次のとおりとする。

山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町の3市2町の区域



(3) 雇用開発促進地域とする理由

次のイ～ハにより、地域雇用開発促進法第 2 条第 2 項の規定による雇用開発促進地域に該当する。

イ 自然的経済的社会的条件

県の北部に位置し、福岡県及び大分県と境を接する本地域は、北部及び東部の山岳・森林地帯と、それら山岳を源とした菊池川や白川流域に広がる平野部で構成される地域的に連続した地域である。

本地域内の平成 18 年の農業産出額は 632 億円（平成 20 年熊本県統計年鑑）となっており、県全体に占める割合は 21.2% となっている。また、地域内を国道 3 号、国道 57 号、国道 325 号等が走り、九州縦貫自動車道や阿蘇くまもと空港へのアクセス整備が進んでいることもあり、半導体製造などハイテク企業をはじめとする多くの工場が立地し、平成 19 年の製造品出荷額が 1 兆 1,122 億円（平成 19 年工業統計調査）と県全体における割合は 37.6% を占めている。また、山鹿市や菊池市では地域の豊かな自然や文化資源を活かした観光産業の育成に取り組んでおり、菊陽町では郊外型大規模商業施設を中心とした一大ショッピングタウンが形成されているなど、各市町村で地域の活性化に取り組んでいる。

ロ 地域の求職者の状況

本地域の最近 3 年間における一般有効求職者数の労働力人口に対する割合の月平均値は、3.9% であり、全国の月平均値を上回っている。

一方、本地域の最近 3 年間及び最近 1 年間の常用有効求人倍率の月平均値は、それぞれ 0.45 倍、0.22 倍である。

全国の最近 3 年間における一般有効求職者数の労働力人口に対する割合の基準値は月平均値に 3 分の 2 を乗じ、本地域の月平均値は基準値 2.3% を上回っており、基準値を上回っている。

表 2 本地域の最近 3 年間の一般有効求職者数(月平均値) (単位：人、%)

	全 国		本地域	
	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合
19年	2,094,404	3.2	4,419	3.3
20年	2,091,492	3.2	4,573	3.5
21年	2,762,480	4.2	6,478	4.9
平均値		3.5		3.9
2/3		2.3		

※ 労働力人口(平成 17 年国勢調査) 全国：65,399,685 人 本地域：132,407 人
資料：熊本労働局

ハ 地域の求人状況

本地域の最近 3 年間及び最近 1 年間の常用有効求人倍率の月平均値はそれぞれ 0.45 倍、0.22 倍である。地域要件の基準となる同期間における全国の月平均値に 3 分の 2 を乗じて得た率はそれぞれ 0.44 倍、0.24 倍であるが、0.50 倍未満である場合は基準値が 0.50 倍となり、また、全国の月平均値が 0.50 倍未満である場合の基準値は、全国平均値（0.36 倍）となり基準値以下となるため、地域要件の基準を満たしている。

表 3 本地域の最近 3 年間の一般有効求人倍率（月平均値）（単位：倍）

	19年	20年	21年	3年間平均
本地域	0.77	0.56	0.31	0.55
全国	1.04	0.88	0.47	0.80
全国(2/3)	0.69	0.59	0.31	0.53

資料：熊本労働局

表 4 本地域の最近 3 年間の常用有効求人倍率（月平均値）（単位：倍）

	19年	20年	21年	3年間平均
本地域	0.67	0.46	0.22	0.45
全国	0.89	0.74	0.36	0.66
全国(2/3)	0.59	0.49	0.24	0.44 (0.50)

資料：熊本労働局

2 熊本県山鹿・菊池地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

(1) 就業構造

平成 17 年の国勢調査によると、本地域の産業別人口の割合は、第 1 次産業が 14.7%（県全体 11.5%）、第 2 次産業が 27.2%（県全体 22.1%）、第 3 次産業が 58.1%（県全体 65.3%）となっており、県全体に比べ、第 1 次産業、第 2 次産業の比率が高く、第 3 次産業の比率が低い。

表 5 本地域の産業別人口（単位：人）

	第1次	第2次	第3次
県全体	100,095	193,175	570,915
割合(%)	11.5	22.1	65.3
本地域	18,252	33,755	72,152
割合(%)	14.7	27.2	58.1

資料：国勢調査(平成 17 年)

(2) 一般職業紹介の状況

一般有効求人倍率については、平成 18 年度の 0.82 倍から平成 20 年度には 0.47 倍と大幅に低下してきており、雇用環境は悪化している。また、全国の平均値 (0.77 倍) 及び県の平均値 (0.55 倍) と比較しても未だに低位にある。県下に所在する公共職業安定所 9 箇所のうち、山鹿・菊池地域は、一般有効求人倍率が上位から 5 番目に位置する。

平成 20 年度の学卒及びパートを除く年齢別一般職業紹介状況を見ると、本地域の月間有効求職者数に占める 45 歳以上の割合は、39.9%、就職件数は 31.6% と就職件数については県平均値を下回っており、中高年齢者の雇用状況は厳しい。

表 6 本地域の有効求人倍率の推移 (パートを含む。)

	18年度	19年度	20年度
全国	1.06	1.02	0.77
県全体	0.82	0.79	0.55
本地域	0.82	0.72	0.47

表 7 本地域の年齢別有効職業紹介の状況 (平成 20 年度実績)

		月間有効求職者数			就職件数		
		計	うち45歳以上	うち55歳以上	計	うち45歳以上	うち55歳以上
県全体	人数	35,467	13,981	7,492	2,445	777	328
	割合	100%	39.4%	21.1%	100%	31.8%	13.4%
本地域	人数	4,904	1,956	1,147	307	97	45
	割合	100%	39.9%	23.4%	100%	31.6%	14.7%

※月間有効求職者数：平成 20 年度の一般有効求職者数の月平均

※就職件数：平成 20 年度の就職数の計

資料：熊本労働局

(3) 事業所の状況

本地域における事業所数は減少しており、平成 18 年では平成 13 年と比べ 111 所減の 8,473 所となっており、県全体の事業所数に占める本地域内の事業所数の割合は 10.4% である。

また、本地域内の事業所に従事する者の数は平成 18 年では平成 13 年と比べ 6,055 人増の 92,557 人となっており、県内全体の事業所に従事する者の数に占める本地域内の事業所に従事する者の数は 12.3% である。

表 8 本地域の事業所数及び従業者数の推移 (単位：人、%)

	平成13年		平成18年		H13-H18増減率(%)	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
県全体	86,650	768,606	81,452	750,814	▲ 6.0	▲ 3.1
本地域	8,584	86,502	8,473	92,557	▲ 1.3	7.0

※本地域の数値は旧植木町を除く。 資料：平成18年事業所・企業統計調査

3 熊本県山鹿・菊池地域の地域雇用開発の目標に関する事項

本地域は、県北部に位置し、熊本都市圏に近いという地理的優位性や、物流の利便性により、IT関連産業の電気機械器具製造業等の製造業が集積している地域である。

一方、平成18年の事業所・企業統計調査によると、本地域内の事業所数は減少しているものの、県全体の平均値よりも減少率は小さく、従業員数については増加している。

しかし、一般有効求人倍率は平成18年から平成20年までの3年間で大幅に低下しており、増加する求職者に対し雇用機会は相当に不足した状況にある。また、一昨年以降の経済不況により、雇用情勢はますます厳しくなっている。

本地域は、県内でも企業の立地が進んでいる地域であるが、上記のように未だに雇用の機会は不足しており、さらなる企業誘致や新事業の創出、地域内企業が求める人材の確保等、新たな雇用機会を創出することが重要である。

平成23年3月には、九州新幹線鹿児島ルートが全線開業し、県北の新たな玄関口として新玉名駅が誕生する予定となっており、玉名地域に隣接する本地域の地理的優位性や交通アクセスの良さなどのメリットを十分に享受し、企業誘致のみならず観光産業の育成等に資するため、地域内の交通アクセスの向上を図る。今後、県と市町村、公共職業安定所と連携し一体となった企業誘致活動を行うことにより、企業誘致の効果を高め、立地を促進し、新たな雇用の創出を図る。

これらにより、次のとおり、本地域内の雇用開発人数を確保することを目標とする。

(計画期間中の雇用開発の目標)

種 別	雇用開発目標	備 考
企業誘致による雇用創出	1,050人	企業誘致350人×3年→1,050人
奨励金等による雇用創出	300人	奨励金分100人×3年→300人
合 計	1,350人	

参考1 H16~H20の企業誘致による雇用人数が1,781人で年平均350人。

参考2 H16~H20の奨励金による雇用増加人数522人で年平均100人。

4 熊本県山鹿・菊池地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

(1) 地域雇用開発の促進のための措置

イ 企業誘致

阿蘇くまもと空港や九州縦貫自動車道植木、熊本インターチェンジへの交通アクセスの良さなどを活かし、林原・蘇崎工業団地（菊池市）、セミコンテクノパーク（合志市、菊陽町）、工場適地（大津町）をはじめとする本地域内の工業用地の PR 活動や市町村による誘致企業への工場立地、雇用に対する優遇措置等を講ずることにより企業の立地を促進する。

ロ インフラの整備

阿蘇くまもと空港及び九州縦貫自動車道植木、熊本インターチェンジへのアクセス機能の充実や地域の基幹道路（国道 325 号等）の整備等により、物流機能の向上を図る。

ハ 観光産業の振興

八千代座や山鹿灯籠まつり（山鹿市）等の歴史・文化遺産や、菊池溪谷（菊池市）に代表される自然、優良な泉質を誇る温泉郷等の観光素材を活用した観光・サービス産業を振興することにより、新たな雇用の創出を図る。

(2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組

イ 企業誘致の促進

① 戦略的企業誘致の推進

これまで集積度が高く、今後も成長が望める半導体関連及び自動車関連企業に対し、戦略的な誘致活動を展開するとともに、誘致企業と地場企業との技術協力や生産連携を推進し、地域経済を活性化させるなど、県内外の民間活力導入により新たな雇用の場を創出する。また、成長が見込まれる分野（グリーンデバイス関連、食品・健康食品・医薬品関連）に関連する企業や情報サービス産業関連企業等をターゲットに、多角的に企業情報を収集分析し戦略的な誘致活動等を展開する。

② 企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて交付する熊本県企業立地促進補助金を活用し、企業の立地を促進する。

ロ 新たな雇用機会の開発の促進

① 技術革新による新事業の創出

情報提供、経営診断・助言、金融支援、技術開発支援等、中小企業等の経営革新や起業化に対する総合的な施策を展開するとともに、成長が期待

される重点 5 分野(新製造技術、情報通信、バイオ、環境、医療・福祉)を中心に、大学、高等専門学校、企業等及び熊本県産業技術センター、(財)くまもとテクノ産業財団等の技術支援機関が連携し、技術革新による新事業の創出を図ることにより、本県経済力の潜在的な可能性を掘り起こし、雇用の場を創出する。

② 事業主への支援

- ・ 地域雇用開発助成金、キャリア形成促進助成金

地域雇用開発助成金(地域求職者雇用奨励金、地域求職者雇用奨励金(中核人材用))及び地域雇用開発能力開発助成金等の国の助成制度活用を促進することにより、企業の雇用や人材育成へのインセンティブを高め、新たな雇用機会の開発を促進する。

- ・ 中小企業労働力確保法に基づく助成金

創業、新分野進出等に伴い新たな雇用を創出する中小企業の事業主に対して、中小企業労働力確保法に基づく助成金の活用を支援する。

ハ 職業能力開発の推進

熊本県職業能力開発計画に基づき、労働者一人ひとりが主体的に職業キャリアの発展に努め、職業能力の向上を図ることができるよう支援を行うとともに、産業構造の変化に対応し県の産業基盤を支える人材の育成・確保を推進する。

① 地域産業をリードする人材の確保、育成

「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」「熊本バイオフォレスト構想」「熊本ものづくりフォレスト構想」の3つの構想及び「熊本県自動車関連産業振興戦略」「熊本ソーラー産業振興戦略」等に基づく県の産業施策に対応して、技術短期大学校、熊本高等技術訓練校等の県立の公共職業能力開発施設における新規学卒者や在職者訓練、離転職者訓練、障害者訓練及び若年者訓練を実施するとともに、(独)雇用・能力開発機構や認定職業訓練校と連携し、地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズに対応した職業訓練に取り組む。

② 産業界・教育界・行政のパートナーシップによるキャリア教育の推進

キャリア教育に対する産業界や行政の支援策としてインターンシップや職業体験等に協力を行う事業所を募集、登録する「キャリア教育応援団」などの事業に取り組む。

また、ジョブカフェくまもとにおいて、若年者の就業に関する悩みの相談、職業能力開発に関する相談や訓練に関する情報提供、職業紹介等、相談から就職まで連続したワンストップサービス機能の充実を図り、若年者の就職キャリアを支援する。

さらに、若年無業者の自立を支援するため、NPOとのパートナーシップにより、「くまもと若者サポートステーション」を中核機関と

し、他の支援機関と連携を図りながら包括的な支援を行う。

二 情報提供及び情報収集

① 熊本県地域雇用対策推進員の配置

熊本県地域雇用対策推進員を配置し、雇用対策に関する各種施策の周知徹底を図るとともに、地域の雇用状況や企業の動向等の情報収集を行う。

② ジョブカフェ・ランチの活用

若年者へのきめ細かな就職支援のため、各地域振興局にジョブカフェ・サテライト員を配置し、適職診断、各種セミナーの紹介、若年者と就労の場をつなぐマッチング等の支援をワンストップで行い、若年者の県内就職を促進する。

③ 熊本しごといいねっとの運用

団塊世代をはじめとする高齢者やUターン希望者を対象に、起業・創業、雇用、NPO活動ボランティア、就農等の関連情報の一元化を図るとともに、高齢者と就労の場をつなぐマッチングサイト「熊本しごといいねっと」を運用する。また、子供・若者の勤労観・職業観をはぐくむキャリア教育について、協力事業所等に関するデータベースの構築を行うとともに、キャリア教育に関連する情報の一元化を図る。

ホ 関係機関との連携

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、関係市町村、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、その意向の反映に努める。

5 計画期間に関する事項

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から平成25年4月末日までとする。

6 その他

旧植木町については、平成22年3月23日付けで熊本市と合併したため、本計画の区域には指定しない。また、文中の数値については、旧植木町分を分離して計上することが困難であるため、特に指定があるもの以外は、旧植木町を含む。

熊本県公告第294号

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第1項の規定に基づき策定した熊本県阿蘇地域雇用開発計画について、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第6項の規定により、次のように公表する。

平成22年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県阿蘇地域雇用開発計画

平成22年5月

熊 本 県

1 熊本県阿蘇地域雇用開発促進地域の区域

(1) 地域の概要

本地域は、熊本県の北東部に位置し、総面積は1,002km²と県全体の13.5%を占めている。

人口は、63,987人（平成17年国勢調査）と県全体の約3.5%を占め、人口の集積度の低い地域である。また、この5年間で1,641人（2.5%）の減少となっている。

また、労働力人口は33,237人（平成17年国勢調査）であり、平成12年からの5年間で労働力人口は1,116人の増加、また、就業人口は31,769人であり、就業人口は1,510人の減少となっている。

表1 当該地域の人口及び労働力人口の推移 (単位：人、%)

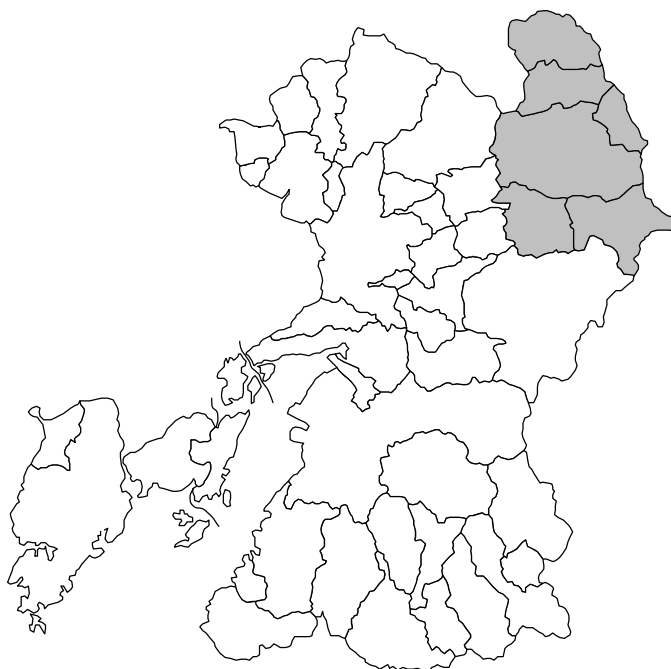
	平成12年	平成17年	H12-H17増減率
人口	65,628	63,987	▲2.5
労働力人口	34,353	33,237	▲3.2
うち就業人口	33,279	31,769	▲4.5

資料：国勢調査（平成12・17年）

(2) 区域

熊本県阿蘇地域の区域は次のとおりとする。

阿蘇市、南小国町、小国町、高森町、産山村、南阿蘇村の1市、3町、2村の区域



(3) 雇用開発促進地域とする理由

次のイ～ハにより、地域雇用開発促進法第 2 条第 2 項の規定による雇用開発促進地域に該当する。

イ 自然的経済的社会的条件

本地域は県の北東部に位置し、標高 400～800メートルの高原地帯で、中央部には阿蘇五岳がそびえ立ち、その周囲に外輪山をめぐらし、世界最大のカルデラ地帯をなしている。地形上、阿蘇谷、南郷谷、小国郷及び外輪大地の山東部で構成する地域的に連続した地域である。

本地域内の平成 18 年の農業産出額は 250 億円（平成 20 年熊本県統計年鑑）となっており、県全体に占める割合は 8.4%となっている。また、第 2 次産業ではゴム製品、一般機器が主要事業で、平成 19 年の製造品出荷額は 724 億円（平成 19 年工業統計調査）と県全体における割合は 2.5%となっている。また、第 3 次産業においては、県内最大の観光地であることから卸売・小売業及び飲食店・宿泊業の就業者数が、第 3 次産業就業者数の 42.6%（平成 17 年国勢調査）を占めており、地域的にも一体となった雇用対策に関する取組を行っている地域である。

ロ 地域の求職者の状況

本地域の最近 3 年間における一般有効求職者数の労働力人口に対する割合の月平均値は、3.2%であり、全国の月平均値を上回っている。

一方、本地域の最近 3 年間及び最近 1 年間の常用有効求人倍率の月平均値は、それぞれ 0.50 倍、0.31 倍である。

全国の最近 3 年間における一般有効求職者数の労働力人口に対する割合の基準値は月平均値に 3 分の 2 を乗じ、本地域の月平均値は 2.3%であり、基準値を上回っている。

表 2 本地域の最近 3 年間の一般有効求職者数(月平均値) (単位：人、%)

	全 国		本地域	
	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合
19年	2,094,404	3.2	948	2.9
20年	2,091,492	3.2	990	3.0
21年	2,762,480	4.2	1,240	3.7
平均値(a)		3.5		3.2
(a)*2/3		2.3		

※ 労働力人口(平成 17 年国勢調査) 全国：65,399,685 人 本地域：33,237 人
資料：熊本労働局

ハ 地域の求人の状況

本地域の最近 3 年間及び最近 1 年間の常用有効求人倍率の月平均値はそれぞれ 0.50 倍、0.31 倍である。地域要件の基準となる同期間における全国の月平均値に 3 分の 2 を乗じて得た率はそれぞれ 0.44 倍、0.24 倍であるが、0.50 倍未満である場合は基準値が 0.50 倍となり、また、全国の月平均値が 0.50 倍未満である場合の基準値は、全国平均値 (0.36 倍) となり基準値以下となるため、地域要件の基準を満たしている。

表 3 本地域の最近 3 年間の一般有効求人倍率 (月平均値) (単位 : 倍)

	19年	20年	21年	3年間平均
本地域	0.88	0.74	0.45	0.69
全国	1.04	0.88	0.47	0.80
全国(2/3)	0.69	0.59	0.31	0.53

資料 : 熊本労働局

表 4 本地域の最近 3 年間の常用有効求人倍率 (月平均値) (単位 : 倍)

	19年	20年	21年	3年間平均
本地域	0.65	0.55	0.31	0.50
全国	0.89	0.74	0.36	0.66
全国(2/3)	0.59	0.49	0.24	0.44 (0.50)

資料 : 熊本労働局

2 熊本県阿蘇地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

(1) 就業構造

平成 17 年の国勢調査によると、本地域の産業別人口の割合は、第 1 次産業が 22.2% (県全体 11.5%)、第 2 次産業が 19.3% (県全体 22.1%)、第 3 次産業が 58.5% (県全体 65.3%) となっており、県全体に比べ、第 1 次産業の比率が高く、第 2 次産業、第 3 次産業の比率が低い。

表 5 本地域の産業別人口 (単位 : 人)

	第1次	第2次	第3次
県全体	100,095	193,175	570,915
割合(%)	11.5	22.1	65.3
本地域	7,057	6,117	18,568
割合(%)	22.2	19.3	58.5

資料 : 国勢調査 (平成 17 年)

(2) 一般職業紹介の状況

一般有効求人倍率については、平成18年度の0.85倍から平成20年度には0.63倍と低下してきており、雇用環境は悪化している。また、県の平均値(0.55倍)を上回っているものの、全国の平均値(0.77倍)よりも下回っている。県下に所在する公共職業安定所9箇所のうち、阿蘇地域は、一般有効求人倍率が上位から2番目に位置する。

平成20年度の学卒及びパートを除く年齢別一般職業紹介状況を見ると、本地域の月間有効求職者数に占める45歳以上の割合は、46.3%、就職件数は36.8%といずれも県平均値を上回っており、中高年齢者の雇用状況は厳しい。

表6 本地域の有効求人倍率の推移(パートを含む。)

	18年度	19年度	20年度
全国	1.06	1.02	0.77
県全体	0.82	0.79	0.55
本地域	0.85	0.9	0.63

表7 本地域の年齢別有効職業紹介の状況(平成20年度実績)

		月間有効求職者数			就職件数		
		計	うち45歳以上	うち55歳以上	計	うち45歳以上	うち55歳以上
県全体	人数	35,467	13,981	7,492	2,445	777	328
	割合	100%	39.4%	21.1%	100%	31.8%	13.4%
本地域	人数	1,051	487	272	87	32	15
	割合	100%	46.3%	25.9%	100%	36.8%	17.2%

※月間有効求職者数：平成20年度の一般有効求職者数の月平均

※就職件数：平成20年度の就職数の計

資料：熊本労働局

(3) 事業所の状況

本地域における事業所数は減少しており、平成18年では平成13年と比べ109所減の3,957所となっており、県全体の事業所数に占める本地域内の事業所数の割合は4.9%である。

また、本地域内の事業所に従事する者の数は平成18年では平成13年と比べ542人減の29,486人となっており、県内全体の事業所に従事する者の数に占める本地域内の事業所に従事する者の数は3.9%である。

表 8 本地域の事業所数及び従業者数の推移 (単位：人、%)

	平成13年		平成18年		H13-H18増減率(%)	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
県全体	86,650	768,606	81,452	750,814	▲ 6.0	▲ 3.1
本地域	4,066	30,028	3,957	29,486	▲ 2.7	▲ 1.8

資料：平成18年事業所・企業統計調査

3 熊本県阿蘇地域の地域雇用開発の目標に関する事項

本地域は、県北東部に位置し、県内最大の観光地であるため、観光関連の業種に多くの雇用の場が創出されている。

一方、平成18年の事業所・企業統計調査によると、本地域内の事業所数及び従業者数は減少しているものの、県全体の平均値よりも減少率は小さい。

しかし、平成18年度から平成20年度までの一般有効求人倍率は全国平均を下回っており、さらなる企業誘致、新事業の創出、地域内企業が求める人材の確保等、新たな雇用機会を創出することが重要である。

このため、地元の商工会等と連携し、中小企業をはじめとした地場産業を育成、支援し、経営基盤の強化を図るとともに、地域の産業を担う人材の育成と確保に努めることにより、雇用の場を確保する。

また、阿蘇の自然、歴史、文化、産業、人といった資源に着目し、これらの素材を組み合わせることによって、新たな交流拠点づくりを推進し、グリーンツーリズム、エコツーリズム及びタウンツーリズムによる「農業」「商業」「観光業」が協働した体験産業の創出に取り組む。

さらに、九州の中央部に位置する優位性を活かし、本地域への道路交通アクセスの整備等企業進出への環境整備を、自然環境や農業的土地利用との調整を図りながら進める。なお、企業誘致活動については、県と市町村、公共職業安定所と連携し一体となって行うことにより、企業誘致の効果を高め、立地を促進し、新たな雇用の創出を図る。

これらにより、次のとおり本地域内の雇用開発人数を確保することを目標とする。

(計画期間中の雇用開発の目標)

種 別	雇用開発目標	備 考
企業誘致による雇用創出	90人	企業誘致分 30人×3年→90人
奨励金等による雇用創出	120人	奨励金分 40人×3年→120人
合 計	210人	

参考1 H16~H20の企業誘致による雇用人数が148人で年平均30人。

参考2 H16~H20の奨励金による雇用増加人数202人で年平均40人。

4 熊本県阿蘇地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

(1) 地域雇用開発の促進のための措置

イ 企業誘致

南油町地区（阿蘇市）、吉田地区（南阿蘇村）をはじめとする地域内の工業用地のPR活動や市町村による誘致企業への工場立地、雇用に対する優遇措置等を講ずることにより企業の立地を促進する。

ロ 観光産業の振興

世界最大級のカルデラを中心とする多彩な自然環境や独自の歴史文化、地域内に多数存在するレジャー施設や飲食施設、温泉郷等の魅力をPRし、国内外からの観光客受入体制を整備する。さらに平成23年3月の九州新幹線鹿児島ルート全線開業と同時に、1年間にわたり開催する「阿蘇カルデラツーリズム博覧会（愛称：阿蘇ゆるっと博）」においては、関西、中国地方をターゲットにPR活動を展開し、さらなる観光振興を図ることにより、新たな雇用創出を図る。

ハ インフラの整備

平成23年3月の九州新幹線鹿児島ルート全線開業を見据え、公共交通機関を利用する観光客が、本地域内に点在する観光地をスムーズに周遊できるよう、鉄道やバス等の公共交通機関の利便性向上に取り組むとともに、タクシーやレンタカーの相互間の連携を図りながら、交通ネットワークの整備を行う。

ニ 地域情報化推進による雇用創出

地域情報化推進の拠点施設である阿蘇テレワークセンター（阿蘇市）を活用し、基幹産業である農業・観光業・商業が連携した情報戦略・ネットワークを構築することにより、地場産業の活性化を図り、雇用を創出する。

(2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組

イ 企業誘致の促進

① 戦略的企業誘致の推進

これまで集積度が高く、今後も成長が望める半導体関連及び自動車関連企業に対し、戦略的な誘致活動を展開するとともに、誘致企業と地場企業との技術協力や生産連携を推進し、地域経済を活性化させるなど、県内外の民間活力導入により新たな雇用の場を創出する。また、成長が見込まれる分野（グリーンデバイス関連、食品・健康食品・医薬品関連）に関連する企業や情報サービス産業等をターゲットに、多角的に企業情報を収集分析し戦略的な誘致活動等を展開する。

② 企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する企業に対して、投下固定資産額

及び新規雇用者数に応じて交付する熊本県企業立地促進補助金を活用し、企業の立地を促進する。

ロ 新たな雇用機会の開発の促進

① 技術革新による新事業の創出

情報提供、経営診断・助言、金融支援、技術開発支援等、中小企業等の経営革新や起業化に対する総合的な施策を展開するとともに、成長が期待される重点5分野(新製造技術、情報通信、バイオ、環境、医療・福祉)を中心に、大学、高等専門学校、企業等及び熊本県産業技術センター、(財)くまもとテクノ産業財団等の技術支援機関が連携し、技術革新による新事業の創出を図ることにより、本県経済力の潜在的な可能性を掘り起こし、雇用の場を創出する。

② 事業主への支援

・ 地域雇用開発助成金、キャリア形成促進助成金

地域雇用開発助成金(地域求職者雇用奨励金、地域求職者雇用奨励金(中核人材用))及び地域雇用開発能力開発助成金等の国の助成制度活用を促進することにより、企業の雇用や人材育成へのインセンティブを高め、新たな雇用機会の開発を促進する。

・ 中小企業労働力確保法に基づく助成金

創業、新分野進出等に伴い新たな雇用を創出する中小企業の事業主に対して、中小企業労働力確保法に基づく助成金の活用を支援する。

ハ 職業能力開発の推進

熊本県職業能力開発計画に基づき、労働者一人ひとりが主体的に職業キャリアの発展に努め、職業能力の向上を図ることができるよう支援を行うとともに、産業構造の変化に対応し県の産業基盤を支える人材の育成・確保を推進する。

① 地域産業をリードする人材の確保、育成

「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」「熊本バイオフォレスト構想」「熊本ものづくりフォレスト構想」の3つの構想及び「熊本県自動車関連産業振興戦略」「熊本ソーラー産業振興戦略」等に基づく県の産業施策に対応して、技術短期大学校、熊本高等技術訓練校等の県立の公共職業能力開発施設における新規学卒者や在職者訓練、離転職者訓練、障害者訓練及び若年者訓練を実施するとともに、(独)雇用・能力開発機構や認定職業訓練校と連携し、地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズに対応した職業訓練に取り組む。

② 産業界・教育界・行政のパートナーシップによるキャリア教育の推進

キャリア教育に対する産業界や行政の支援策としてインターンシップや職業体験等に協力を行う事業所を募集、登録する「キャリア教育応援団」などの事業に取り組む。

また、ジョブカフェくまもとにおいて、若年者の就業に関する悩みの相談、職業能力開発に関する相談や訓練に関する情報提供、職業紹介等、相談から就職まで連続したワンストップサービス機能の充実を図り、若年者の就職キャリアを支援する。

さらに、若年無業者の自立を支援するため、NPOとのパートナーシップにより、「くまもと若者サポートステーション」を中核機関とし、他の支援機関と連携を図りながら包括的な支援を行う。

二 情報提供及び情報収集

① 熊本県地域雇用対策推進員の配置

熊本県地域雇用対策推進員を配置し、雇用対策に関する各種施策の周知徹底を図るとともに、地域の雇用状況や企業の動向等の情報収集を行う。

② ジョブカフェ・ランチの活用

若年者へのきめ細やかな就職支援のため、各地域振興局にジョブカフェ・サテライト員を配置し、適職診断、各種セミナーの紹介、若年者と就労の場をつなぐマッチング等の支援をワンストップで行い、若年者の県内就職を促進する。

③ 熊本しごといいねっとの運用

団塊世代をはじめとする高齢者やUターン希望者を対象に、起業・創業、雇用、NPO活動ボランティア、就農等の関連情報の一元化を図るとともに、高齢者と就労の場をつなぐマッチングサイト「熊本しごといいねっと」を運用する。また、子供・若者の勤労観・職業観をはぐくむキャリア教育について、協力事業所等に関するデータベースの構築を行うとともに、キャリア教育に関連する情報の一元化を図る。

ホ 関係機関との連携

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、関係市町村、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、その意向の反映に努める。

5 計画期間に関する事項

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から平成 25 年 4 月末日までとする。

6 その他

本計画の区域については、厚生労働省「雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針」第 1 (1) イに基づき、公共職業安定所の管轄区域とするため、熊本公共職業安定所の管轄区域である阿蘇郡西原村は、対象区域としない。

登 載 依 頼

熊本県立教育センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年5月25日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

熊本県教育委員会規則第11号

熊本県立教育センター規則の一部を改正する規則
熊本県立教育センター規則（昭和46年熊本県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。
第2条の表教育経営研修部の項中「、図書資料室」及び情報教育研修部の項中「、生徒教育室」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県生物多様性保全戦略検討委員会公告第1号

熊本県生物多様性保全戦略検討委員会の会議を次のとおり開催する。
平成22年5月25日

熊本県生物多様性保全戦略検討委員会
(事務局) 自然保護課長

- 1 開催日時
平成22年5月31日（月）
午前10時から午前11時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市手取本町8番9号
くまもと県民交流館パレア会議室2
- 3 議題
(1) 熊本県生物多様性保全戦略（仮称）について
(2) 今後のスケジュールについて
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県生物多様性保全戦略検討委員会事務局（熊本県環境生活部自然保護課自然環境班）
（電話096-333-2275（ダイヤルイン））

正 誤

平成22年1月15日熊本県告示第55号（保安林の指定に関する予定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
58	50	ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。	ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

平成22年2月9日熊本県告示第149号（保安林の指定に関する予定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
9	47	ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。	ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。